

平成22年度事業計画書

1. 事業活動の基本方針

平成22年度においては、会員加入の促進及び財政基盤の安定化を図りつつ、財団法人人権教育啓発推進センター寄附行為第3条の青少年等に対する同和問題など人権に関する総合的な教育・啓発及び広報等の事業を次のとおり実施する。

2. 事業内容

(1) 人権教育・啓発及び広報事業

- ① 人権意識の普及高揚を目的に、一般市民を対象とした人権講座やセミナーを複数回開催する。
- ② 人権意識の普及高揚を目的とした、不特定多数を対象とした各種人権啓発イベントを開催する。
- ③ 世界人権宣言の周知など、幅広く人権に関して国民に周知を図るため、マスメディアを活用した広報事業を実施する。

(2) 人権に関する調査・研究事業

人権に関する意識や実態を把握するため、各種調査研究を実施する。

(3) 人権に関する情報収集・提供

- ① 人権に関する総合的な情報の提供を目的として、人権教育・啓発情報誌「アイユ」を毎月発行する。
- ② 人権に関する教育・啓発についての情報・資料を収集し、ホームページ等で提供する。
- ③ 人権に関する図書資料等を収集し、提供する。

(4) 人権に関する国際的連携事業

UNHCHR プレスリリースなど国際機関の情報・資料を収集し、翻訳して提供する。

(5) 人権啓発・研修に関する相談事業

人権に関する啓発活動等に関する地方公共団体からの相談や企業向け研修などについての企業等からの相談に対し、助言及び関係機関への紹介等を行う。

(6) 人権に関する支援事業

- ① 地方公共団体等が行う人権啓発事業を支援するため、人権啓発に必要な資料等を提供する。
- ② 地方公共団体等における人権啓発担当者研修や企業等における人権研修を実施する。
- ③ 会員相互の交流を図る「平成22年度財団法人人権教育啓発推進センター会員交流の集い」の実施や、講演会等の共催、人権に関する情報資料収集・提供等、会員を対象とした事業を実施する。

(7) その他

公益法人制度改革に対応するため、早期に公益法人認定を受けるための準備を行う。